

厚生労働省「第4回 レセプト情報等の提供に関する有識者会議」 ガイドライン案を了承、不適切利用に厳罰を求める声も

2011/1/20

厚生労働省は1月20日、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」（座長代行：山本隆一・東京大学大学院情報学環准教授）において、レセプト情報等のデータ提供のガイドライン案を提示し、概ね了承を得た。



ガイドライン案では、これまでの会合で課題となっていた、①データ提供依頼の申し出

を行える者の範囲、②セキュリティ要件、③不適切な利用者への罰則——等が示された。事務局はこの日の議論で委員から出た意見を基にガイドラインの調整を行い、4月からのデータ提供開始に向けてパブリックコメントを実施する予定だ。

データ提供依頼の申し出を行える者の範囲としては、国の行政機関、都道府県、大学（大学院）などで、原則的に営利企業を対象としない。委員からは「公的機関に限定するのは不公平だ」との意見もあったが、事務局は「公的機関による研究は公益性があると判断した」として理解を求め、2011・12年度の試行期間の中であらためて対象範囲を検討していくと述べた。

不適切な利用者への罰則については、データの紛失・漏えい・目的外利用の際の措置として、一定期間レセプト情報等の提供を禁止し、過失の程度等によっては利用者の氏名等を公表するとしたが、委員からは厳罰を求める意見も多く出された。

■模擬審査実施、3件のモデル事業にデータ提供

前回の会合までに、ガイドライン精緻化と模擬運用を目的としたモデル事業の実施が決まっていたが、この日は、委員が申請したモデル事業案に対する模擬審査を行った。

申請されたモデル事業案は、①三浦克之委員（滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生部門教授）の「滋賀県民における生活習慣病危険因子の現状と関連要因に関する研究」、②印南一路委員（慶応義塾大学総合政策学部教授）の「急性期、DPC、亜急性期、その他の医療費把握」、③松田晋哉委員（産業医科大学医学部教授）の「レセプト情報等データベースを用いた医療計画策定のための基盤資料の作成に関する研究」——の3件。これらに模擬審査を実施し、3件すべてにデータ提供を認めた。これらのモデル事業には実際にデータ提供を行い、それぞれの申請者の研究材料として利用される。

実運用では審査は非公開で行われ、申請者は出席しないが、この模擬審査では申請者である委員との質疑応答を通して実際の審査内容を検討した。最終的に、研究の公益性の有無、申請されたデータが必要最小限か否か、データ提供によるリスクの有無——などを主たる審査項目とすることで意見が一致した。

次回は3月開催の予定。